

突発的水質事故等による病原微生物に係る水質異常時の対応に関する考え方

1. 検討の必要性

水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用されるものであり、利用者の利便性の確保に加え、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なものである。平成 24 年 5 月の利根川水系のホルムアルデヒド前駆物質による水質事故の際には、浄水のホルムアルデヒド濃度が上昇し水質基準値を超過したため、千葉県内の水道事業者が給水を停止するに至り、87 万人の市民生活に大きな影響が生じた。

突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「平成 15 年課長通知」という。）（参考 1）により示してきたところであるが、水道事業者等が平成 15 年課長通知に基づく対策を実施するにあたり、近年の水質事故等の経験を踏まえ、断水による市民生活への影響も考慮し、摂取制限又は煮沸勧告（以下「摂取制限等」という。）を行いつつ給水を継続することについて、選択肢として適切に判断できるよう、考え方をとりまとめる必要がある。

このような検討は、有害物質の濃度が基準値を超過した場合の対応として、水質基準逐次改正検討会において先行して行われている（参考 2）が、病原微生物に関しても同様の考え方を適用することの妥当性について、微生物の特性を踏まえた検討を行うこととしたい。

2. 病原微生物に係る項目への適用について

水質基準逐次改正検討会における検討においては、突発的な水質事故等により、水道事業者等が最善の措置を講じてもなお一時的に、浄水中の有害物質の濃度が基準値を一定程度超過する場合に限り、摂取制限等を伴う給水継続を可能とすることを提案している。また、給水が継続される浄水は、誤って飲用しても直ちに健康への悪影響が生じるものではないことを条件としている。

この考え方を病原微生物に係る項目（クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物を含む。）について適用しようとした場合、以下のような論点が挙げられる。

- ① どのようなケースを「突発的水質事故等による病原微生物に係る水質異常」と想定し、摂取制限等を伴う給水継続について検討対象とするか。

(例 1) 上流における畜産排水の処理に不具合が発生するなどの事故により、原水が病原生物により汚染されたと認められ、かつ浄水において病原微生物に係る水質基準（一般細菌、大腸菌）を超過した場合、又は耐塩素性病原生物が検出された場合

(例 2) 塩素注入機の故障により、消毒が不可能となった場合

② ①のような場合において、どのような対応が考えられるか。

(例 1 : 浄水において病原微生物に係る水質基準を超過した場合)

浄水中の耐塩素性病原生物の存在を確認し、検出されなければ、消毒をより確実なものとするため、塩素の注入量を増やした上で、摂取制限等を行いつつ給水を継続する。

(例 2 : 塩素消毒が不可能となった場合)

病原微生物による健康への悪影響が生じる可能性があるため、摂取制限等が徹底されないと考えられるときは、給水を停止する。